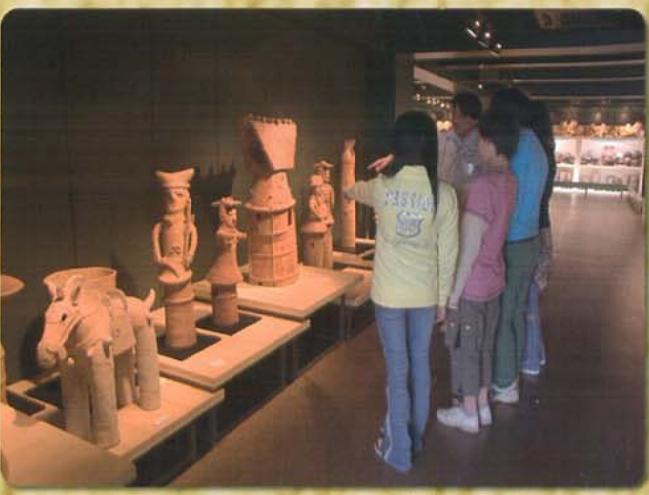
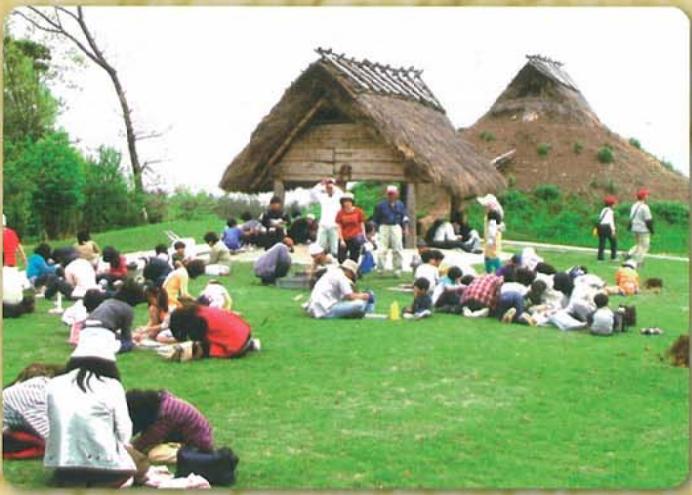


活かそう、伝えよう、 わがまちの埋蔵文化財



埋蔵文化財保存活用整備事業のしおり

体験学習等開催事業

埋蔵文化財等を活用した体験学習会、勉強会、公開講座等を開催する事業

埋蔵文化財に直接触れ、親しみを持ってもらう。埋蔵文化財をわかりやすく説明する。



火おこし体験学習



埴輪作り体験学習



出土遺物の出前展示



一般向け埋蔵文化財講演会

埋蔵文化財広報資料作成等事業

地域の歴史や生活に関わりの深い埋蔵文化財と、その保護の重要性を広く発信し周知するための広報・普及資料の作成、配信に関する事業

埋蔵文化財の内容およびその保護の重要性を広く周知する資料をつくる。



埋蔵文化財広報用のDVD作成



ホームページの作成

埋蔵文化財が魅力あるまちをつくり、地域を愛するひとをはぐくむ

埋蔵文化財は先人たちが営んできた生活の直接的な証です。これまで全国各地で国民の理解と協力のもと、数多くの発掘調査が行われてきました。その結果、文字・記録には残らない各地域の個性豊かな歴史を明らかにしてきました。各地域には、こうした豊富な埋蔵文化財調査の成果が蓄積されており、これらを現代に活かし、未来に伝えていくことは大変重要です。埋蔵文化財の適切な保存と活用を図り、国民の文化的向上に資することはわたしたちの仕事でもあります。

また、埋蔵文化財は、独自性をもった魅力ある地域をつくり、地域に誇りと愛着心をもったひとをはぐくむ格好の素材ともなります。いま、埋蔵文化財の適切な保存と活用が強く求められています。

埋蔵文化財の保存活用のための整理等事業

保管中の出土品・記録類の再分類、再収納、台帳・データベースの作成及び更新を行う事業

これまで蓄積されてきた発掘調査成果を再整理して確実に保存するとともに、活用できる状態にする。



台帳の整備と遺物再収納



遺物整理台帳の整備



出土遺物のデータベース作成

埋蔵文化財センター設備整備事業

埋蔵文化財センターの展示・防災機能等を向上するために行なう設備等整備事業

埋蔵文化財の発掘調査およびその成果の整理、収蔵、展示等を行う拠点となる施設を整備する。



埋蔵文化財センター展示室の展示棚整備



展示室にスプリンクラーを設置



収蔵施設整備



遺物収蔵庫を展示室に改修



埋蔵文化財センターに展示室を設置



出土遺物による出前授業



土製耳飾り作り体験学習



埋蔵文化財公開講座

埋蔵文化財保存活用整備事業費国庫補助とは、以下のような事業を行うために必要な費用の一部を国が補助するものです。

- ・地域の埋蔵文化財の適切な保存管理と積極的な公開・活用を図る。
- ・そのための拠点となり埋蔵文化財の調査、出土遺物等の整理、収蔵、展示等を行うための埋蔵文化財センターの設備整備。

○補助事業者

地方公共団体および文化庁長官が適当と認める法人とします。

○補助金の額

原則として補助対象経費の2分の1とします。

○補助対象となるのは以下の経費です。

(1) 主たる事業費

- ア. 体験学習会等事業に要する経費
- イ. 埋蔵文化財等広報資料作成等に要する経費
- ウ. 埋蔵文化財等の再整理事業に要する経費
- エ. 設備整備工事経費
- オ. 防災設備工事経費
- カ. 附帯工事経費
- キ. 設計料及び監理料
- ク. その他工事経費

(2) その他の経費

- ア. 事務経費

埋蔵文化財保存活用整備事業のしおり

協力 山梨県埋蔵文化財センター
滋賀県埋蔵文化財センター
鳥取県教育委員会妻木晚田遺跡事務所
群馬町教育委員会
静岡市教育委員会
(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
(財)大阪府文化財センター

平成17年9月15日発行

文化庁文化財部記念物課

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL.03-5253-4111(代)